

そ の 他

- 1) 避難勧告等に関するガイドラインの改定について
- 2) 危機管理型水位計の設置について
- 3) 巡回パネル展について
- 4) 自然災害伝承碑に係る依頼について

1) 避難勧告等に関するガイドラインの改定について

避難勧告等に関するガイドラインの改定

～警戒レベルの運用等について～

平成31年3月
内閣府(防災担当)

「平成30年7月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について(報告)」の概要

「自らの命は自らが守る」意識の徹底や地域の災害リスクととるべき避難行動等の周知

平時より、災害リスクのある全ての地域で、あらゆる世代の住民を対象に、継続的に防災教育、避難訓練等を実施。

子供

- 水害・土砂災害のリスクがある全ての小学校・中学校等※において、毎年、梅雨期・台風前までを目途に防災教育と避難訓練を実施。
- 命を守る行動(避難)を実践的に学ぶことにより、“自らの命は自らが守る”意識を醸成。

※浸水想定区域内・土砂災害警戒区域内に位置し、水防法・土砂災害防止法に基づき地域防災計画に位置付けられた施設のうち、避難確保計画が策定された学校(避難確保計画の策定目標:2021年度)

地域

- 全国で防災の基本的な知見を兼ね備えた“地域防災リーダー”を育成。
- 各地において適切かつ継続的に自助・共助の取組を実施。

高齢者

- 防災・減災の実施機関【**防災**】と地域包括支援センター・ケアマネジャー【**福祉**】が連携し、高齢者の避難行動に対する理解促進。

上記の取組を専門家により支援

- 全国で地域に精通した水害・土砂災害等の専門家による支援体制を整備。

住民の避難行動等を支援する防災情報の提供

災害時に、避難行動が容易にとれるよう、防災情報をわかりやすく提供。

- 住民がとるべき行動を5段階に分け、情報と行動の対応を明確化。
- 出された情報ととるべき行動を直感的に理解しやすいものとし、住民の主体的な避難を支援

[避難のタイミングを明確化]

レベル3:高齢者等避難

レベル4:全員避難

警戒レベル (洪水、土砂災害)	住民がとるべき行動	行動を促す情報	防災気象情報
警戒 レベル5	命を守る 最善の行動	災害の発生情報 (出来る範囲で発表)	指定河川 洪水予報 土砂災害 警戒情報 警報 危険度分布 等
警戒 レベル4	避難	・避難勧告 ・避難指示(緊急)	
警戒 レベル3	高齢者等は避難 他の住民は準備	避難準備・高齢者等 避難開始	
警戒 レベル2	避難行動の確認	注意報	
警戒 レベル1	心構えを高める	警報級の可能性	

- 特別警報を含む防災気象情報についても、各レベルとの対応を整理し、その位置づけを明確化し提供

(H31. 3) 避難勧告等に関するガイドラインの主な変更点

- 平成30年7月豪雨では、様々な防災情報が発信されているものの、多様かつ難解であるため多くの住民が活用できない状況であった。
- これを踏まえ、住民等が情報の意味を直感的に理解できるよう、防災情報を5段階の警戒レベルにより提供し、住民等の避難行動等を支援する。

警戒レベルを用いた防災情報の発信

①災害発生のおそれの高まりに応じて、居住者等がとるべき行動を5段階に分け、情報と行動の対応を明確化

- 【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】全員避難**とし、避難のタイミングを明確化する
 - ・避難準備・高齢者等避難開始は警戒レベル3として発令し、高齢者等の避難を促す。
 - ・避難勧告は警戒レベル4として発令し、全員に避難を促す。
 - ・避難指示(緊急)は、必ず発令されるものではなく、災害が発生するおそれが極めて高い状況等で、緊急的又は重ねて避難を促す場合等に運用するものとし、避難勧告と同じ警戒レベル4として発令し、全員避難を促す。
- 【警戒レベル5】災害発生情報**とし、**命を守る最善の行動を促す**
 - ・災害が実際に発生しているとの情報は、命を守る行動のために極めて有効であることから、災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で【警戒レベル5】災害発生情報として発令し、災害の発生を伝え、住民に命を守る最善の行動を求める。

②避難勧告等を発令する際には、それに対応する警戒レベルを明確にして、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達

③様々な防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を支援

(H31. 3) 避難勧告等に関するガイドラインの改正概要

H30年7月豪雨の教訓を踏まえ、住民が「自らの命は自らが守る」意識を持って自らの判断で避難行動をとり、行政はそれを全力で支援するという、住民主体の取組強化による防災意識の高い社会の構築に向け、

- 住民が主体的に避難行動をとれるよう、5段階の警戒レベルによる分かりやすい防災情報の提供について追記。
- 防災と福祉の連携による高齢者の避難行動に対する理解促進、学校における防災教育・避難訓練、地域防災リーダーの育成について、内容の追加・充実。

① 避難行動・情報伝達編

(市町村の責務・避難行動の原則や伝達内容・手段)

はじめに

(1) 警戒レベルを用いた避難勧告等の発令

- ✓ 警戒レベルの定義
- ✓ 警戒レベル5「災害発生情報」について

1. 市町村の責務と居住者・施設管理者等の避難行動の原則

- ✓ 防災と福祉の連携による高齢者の避難行動に対する理解促進

(1) 警戒レベルを用いた避難勧告等の発令

(3) 防災気象情報と警戒レベル相当情報の関係

- ✓ 警戒レベルと防災気象情報の関係を明記

2. 避難行動(安全確保行動)の考え方

3. 避難勧告等を受け取る立場にたった情報提供の在り方

- ✓ 学校における防災教育・避難訓練の実施
- ✓ 居住者・施設管理者等が避難行動をあらかじめ認識するための取組みに地域防災リーダーの育成を追記

(2) 避難勧告等の伝達

- ✓ 避難勧告の伝達文の例に警戒レベルを追記

(3) 防災気象情報と警戒レベル相当情報の関係

- ✓ 防災気象情報等と警戒レベルの関係性を示したもの(警戒レベル相当情報)を追記

4. 避難勧告等の伝達手段と方法

5. 要配慮者等の避難の実効性の確保

② 発令基準・防災対策編

(避難勧告等の発令基準の設定方法・設定例や発令するための体制)

1. 避難勧告等の発令基準の設定手順

2. リアルタイムで入手できる防災気象情報、映像情報等

3. 洪水等の避難勧告等

4. 土砂災害の避難勧告等

5. 高潮の避難勧告等

(1) 警戒レベルを用いた避難勧告等の発令

- ✓ 【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始、【警戒レベル4】避難勧告、避難指示(緊急)、【警戒レベル5】災害発生情報の警戒レベルに応じた発令基準の設定例を追記

6. 津波の避難指示(緊急)

※警戒レベルの運用対象外

7. 避難勧告等の発令時における助言

8. 市町村の体制と災害時対応の流れ

(1) 警戒レベルを用いた避難勧告等の発令

- 警戒レベルは、居住者等がとるべき行動と行動を居住者等に促す情報を関連付けるもの。
- 警戒レベルを用いて、出された情報から行動を直感的にわかるよう伝達。

< 避難勧告等の発令の主な変更点 >

● 災害発生情報の発令

- ・「避難指示(緊急)」の発令基準のうち、災害が実際に発生したとの要件を「災害発生情報」の発令基準の要件に位置づけ、災害発生情報を発令

● 警戒レベルを用いた避難勧告等の伝達

※警戒レベルは、洪水、土砂災害、高潮、内水氾濫に用いる(津波はレベル区分になじまないため対象外)。

警戒レベル	居住者等がとるべき行動	行動を居住者等に促す情報
警戒レベル5	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をする。	災害発生情報※ ※災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令
警戒レベル4	・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等で、指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、 <u>近隣の安全な場所への避難</u> や建物内のより安全な部屋への移動等の緊急の避難をする。	避難勧告 避難指示(緊急)※ ※地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合等に発令
警戒レベル3	避難に時間のかかる高齢者等の要配慮者は立退き避難する。その他の人は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。	避難準備・高齢者等避難開始
警戒レベル2	ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、 <u>避難に備え自らの避難行動を確認</u> する。	注意報
警戒レベル1	防災気象情報等の最新情報に注意するなど、 <u>災害への心構え</u> を高める。	警報級の可能性

市町村が発令

気象庁が発表

(1) 警戒レベルを用いた避難勧告等の発令～災害発生情報～

■ 中防防災会議WGにおいて、災害の発生している情報の重要性等について提言。

「実際に災害が発生しているとの情報は、住民の命を守るための行動にも極めて有益である。市町村が災害発生を確実に把握できるものではないが、市町村の負担も考慮し、可能な範囲で一定の区域毎の災害の発生を発表することにより、住民に命を守るための最善の行動を呼びかける。」

(中防防災会議WG報告(抜粋))

■ 堤防の決壊や急傾斜地の崩壊等の災害の発生を把握した場合、避難指示(緊急)の発令ではなく、「災害発生情報」を発令し命を守る行動を促す。

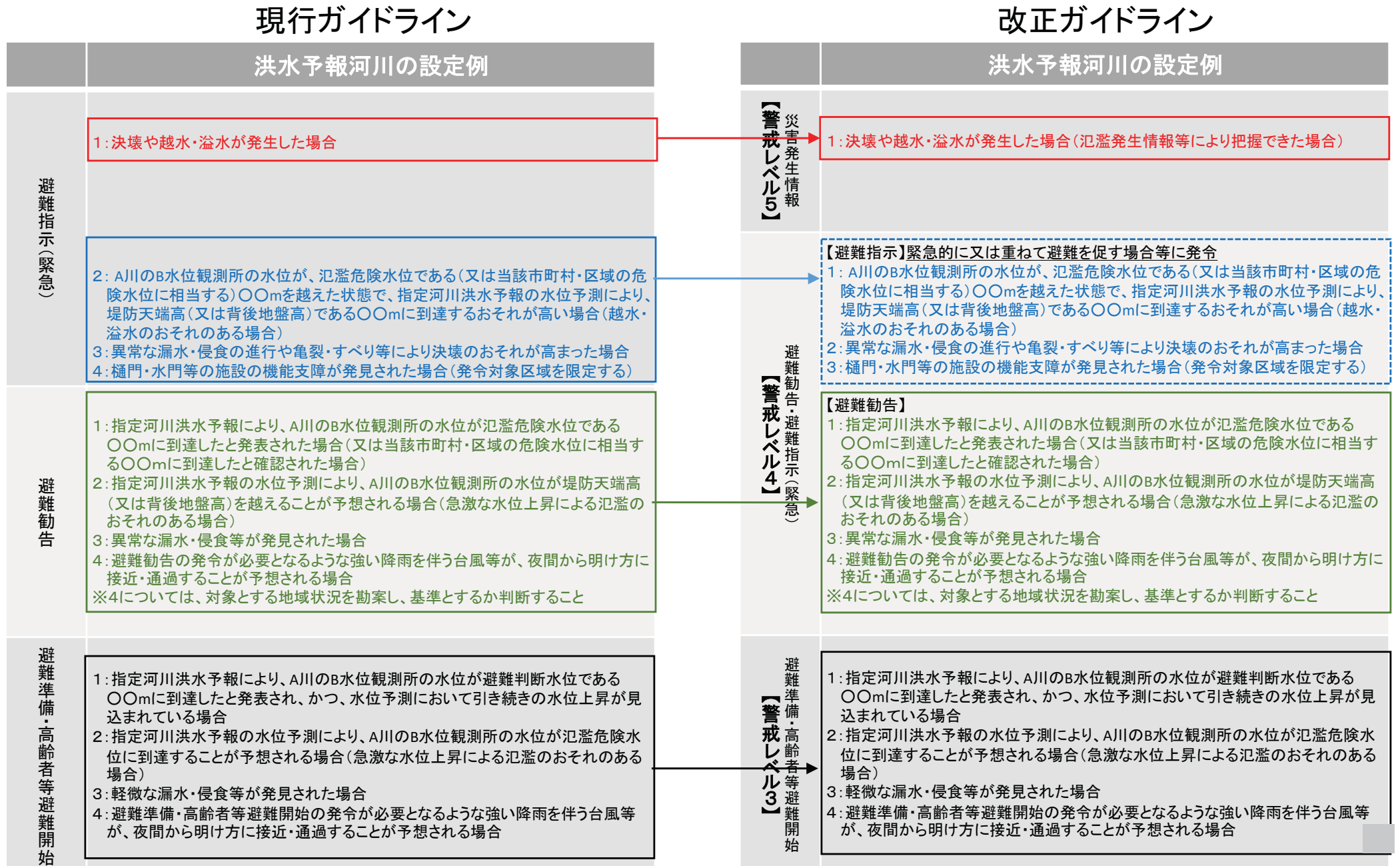
<災害発生情報の発令基準>

- ・現行の避難指示(緊急)の発令要件のうち、災害の発生の要件を災害発生情報の発令基準とする。
(発令対象とする災害の程度や発令対象区域を見直すものではない。)
- ・災害発生情報は、氾濫発生情報のほか、水防団等からの報告やカメラ画像等により把握できた場合に可能な範囲で発令する。
- ・災害発生情報の発令に資する情報について、施設の管理者である国や都道府県が把握した情報を共有できるようにしておくことが重要。

	<現行> 洪水予報河川の設定例		<改定> 洪水予報河川の設定例
避難指示(緊急)	1: 決壊や越水・溢水が発生した場合	【警戒レベル5】 災害発生情報	1: 決壊や越水・溢水が発生した場合 (氾濫発生情報等により把握できた場合)
	2: A川のB水位観測所の水位が、氾濫危険水位である(又は当該市町村・区域の危険水位に相当する)〇〇mを越えた状態で、指定河川洪水予報の水位予測により、堤防天端高(又は背後地盤高)である〇〇mに到達するおそれが高い場合(越水・溢水のおそれのある場合) 3: 異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 4: 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合(発令対象区域を限定する)		

(1) 警戒レベルを用いた避難勧告等の発令～発令基準～

■ 現行の避難指示(緊急)の発令判断として設定していた災害の発生に関する要件を、【警戒レベル5】災害発生情報の発令判断の要件とする。



(2) 避難勧告等の伝達

- **避難勧告等を発令する際**には、それに対応する**警戒レベルを明確**にして、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達。

・ガイドラインに記載している伝達文例は、防災行政無線を使用して口頭で伝達する場合の一例であり、市町村ごとに工夫することが望ましい。

<現行ガイドライン>

【警戒レベル4】避難勧告の伝達文例

- 緊急放送、緊急放送、避難勧告発令。
- こちらは、〇〇市です。
- 〇〇地区に〇〇川に関する避難勧告を発令しました。
- 〇〇川が氾濫するおそれのある水位に到達しました。
- 速やかに避難を開始してください。
- 避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難してください。

<改正ガイドライン>

【警戒レベル4】避難勧告の伝達文例

- 緊急放送、緊急放送、**警戒レベル4、避難開始。**
緊急放送、緊急放送、**警戒レベル4、避難開始。**
- こちらは、〇〇市です。
- 〇〇地区に洪水に関する**警戒レベル4、避難勧告**を発令しました。
- 〇〇川が**氾濫するおそれのある水位に到達**しました。
- 〇〇地区の方は、**速やかに全員避難**を開始してください。
- 避難場所への避難が危険な場合は、**近くの安全な場所に避難**するか、**屋内の高いところに避難**してください。

警戒レベルと
求める行動を
端的に伝える

避難勧告
の発令を
伝える

災害が切迫
していること
を伝える

とるべき
行動を
伝える

(2) 避難勧告等の伝達～洪水の例～

- 避難勧告等の発令を、警戒レベルを用い直感的にとるべき行動が分かるよう伝達。

避難勧告等に関するガイドライン(改定案)防災行政無線による伝達文の例[洪水]

1)【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始の伝達文の例

- 緊急放送、緊急放送、警戒レベル3、高齢者等避難開始。緊急放送、緊急放送、警戒レベル3、高齢者等避難開始。
- こちらは、〇〇市です。
- 〇〇地区に洪水に関する警戒レベル3、避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。
- 〇〇川が氾濫するおそれのある水位に近づいています。
- お年寄りの方など避難に時間のかかる方は、避難を開始してください。
- それ以外の方については、避難の準備を整え、気象情報に注意して、危険だと思ったら早めに避難してください。
- 特に、川沿いにお住まいの方(急激に水位が上昇する等、早めの避難が必要となる地区がある場合に言及)については、避難してください。
- 避難場所への避難が困難な場合は、近くの安全な場所に避難してください。

2)【警戒レベル4】避難勧告の伝達文の例

- 緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難開始。緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難開始。
- こちらは、〇〇市です。
- 〇〇地区に洪水に関する警戒レベル4、避難勧告を発令しました。
- 〇〇川が氾濫するおそれのある水位に到達しました。
- 速やかに全員避難を開始してください。
- 避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難してください。

2')【警戒レベル4】避難指示(緊急)の伝達文の例

- 緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、直ちに避難。緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、直ちに避難。
- こちらは、〇〇市です。
- 〇〇地区に洪水に関する警戒レベル4、避難指示を発令しました。
- 〇〇川の水位が堤防を越えるおそれがあります。
- 未だ避難できていない方は、緊急に避難をしてください。
- 避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の高いところに緊急に避難してください。

3)【警戒レベル5】災害発生情報の伝達文の例

- 緊急放送、緊急放送、災害発生、警戒レベル5、命を守る最善の行動をとってください。緊急放送、緊急放送、災害発生、警戒レベル5、命を守る最善の行動をとってください。
- こちらは、〇〇市です。
- 〇〇地区に洪水に関する警戒レベル5、災害発生情報を発令しました。
- 〇〇地区で堤防から水があふれだしました。現在、浸水により〇〇道は通行できない状況です。〇〇地区を避難中の方は大至急、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の安全な場所に避難してください。

注 命を守るための最善と考えられる安全確保行動を行うことを呼びかける。

(3) 防災気象情報と警戒レベル相当情報の関係

- 様々な防災情報のうち、避難勧告等の発令基準に活用する情報について、警戒レベル相当情報として、警戒レベルとの関連を明確化して伝えることにより、住民の主体的な行動を促す。(例) 氾濫危険情報: 警戒レベル4相当情報[洪水]

警戒レベル	住民が取るべき行動	住民に行動を促す情報		住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報 (警戒レベル相当情報)		
		避難情報等		洪水に関する情報		土砂災害に関する情報
				水位情報がある場合	水位情報がない場合	
警戒レベル5	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	災害発生情報※1 ※1 可能な範囲で発令		氾濫発生情報	(大雨特別警報(浸水害))※3	(大雨特別警報(土砂災害))※3
警戒レベル4	<ul style="list-style-type: none"> 指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告 避難指示(緊急)※2 ※2 緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令		氾濫危険情報	<ul style="list-style-type: none"> 洪水警報の危険度分布(非常に危険) 	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報 土砂災害に関するメッシュ情報(非常に危険) 土砂災害に関するメッシュ情報(極めて危険)※4
警戒レベル3	高齢者等は立退き避難する。その他の者は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。	避難準備・高齢者等避難開始		氾濫警戒情報	<ul style="list-style-type: none"> 洪水警報 洪水警報の危険度分布(警戒) 	<ul style="list-style-type: none"> 大雨警報(土砂災害) 土砂災害に関するメッシュ情報(警戒)
警戒レベル2	避難に備え自らの避難行動を確認する。	洪水注意報 大雨注意報		氾濫注意情報	<ul style="list-style-type: none"> 洪水警報の危険度分布(注意) 	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害に関するメッシュ情報(注意)
警戒レベル1	災害への心構えを高める。	警報級の可能性				

※3 大雨特別警報は、洪水や土砂災害の発生情報ではないものの、災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情報として、警戒レベル5相当情報[洪水]や警戒レベル5相当情報[土砂災害]として運用する。ただし、市町村長は警戒レベル5の災害発生情報の発令基準としては用いない。

※4 「極めて危険」については、現行では避難指示(緊急)の発令を判断するための情報であるが、今後、技術的な改善を進めた段階で、警戒レベルへの位置付けを改めて検討する。

注₁) 市町村が発令する避難勧告等は、市町村が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令されないことがある。

注₂) 本ガイドラインでは、土砂災害警戒判定メッシュ情報(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)、都道府県が提供する土砂災害危険度情報をまとめて「土砂災害に関するメッシュ情報」と呼ぶ。

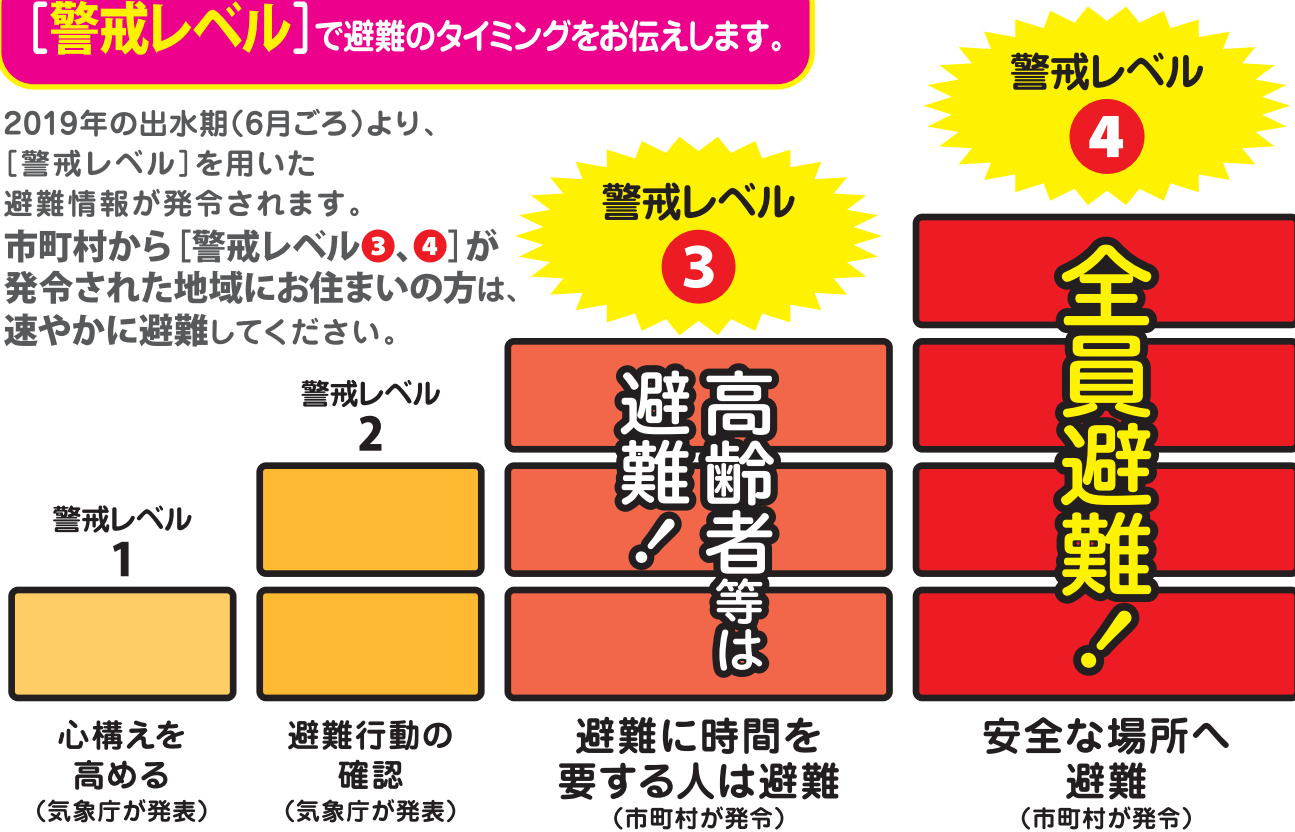
逃げ遅れゼロへ!

防災情報はいろいろあるけど
いつ避難すればいいの?

警戒レベル 4 で全員避難!!

[警戒レベル]で避難のタイミングをお伝えします。

2019年の出水期(6月ごろ)より、
[警戒レベル]を用いた
避難情報が発令されます。
市町村から[警戒レベル3、4]が
発令された地域にお住まいの方は、
速やかに避難してください。



[警戒レベル5] (市町村が発令)は既に災害が発生している状況です。

次のような内容で自治体から避難行動を呼びかけます!

呼びかけの一例

警戒レベル 4

避難勧告の
伝達文例

- 緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難開始。
緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難開始。
- こちらは、〇〇市です。
- 〇〇地区に洪水に関する警戒レベル4、避難勧告を
発令しました。
- 〇〇川が氾濫するおそれのある水位に到達しました。
- 〇〇地区の方は、速やかに全員避難を開始してください。
- 避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所
に避難するか、屋内の高いところに避難してください。

警戒レベルととるべき行動を端的に伝えます

避難勧告の発令を伝えます

災害が切迫していることを伝えます

とるべき行動を伝えます

水害・土砂災害について、市町村が出す避難情報と、 国や都道府県が出す防災気象情報を、5段階※1に整理しました。

<避難情報等>

警戒レベル	避難行動等	避難情報等
警戒レベル5	既に災害が発生している状況です。 命を守るための最善の行動 をとりましょう。	災害発生情報 ※2 ※2 災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令（市町村が発令）
警戒レベル4 全員避難	速やかに避難先へ避難 しましょう。 公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内より安全な場所に避難しましょう。	避難勧告 避難指示(緊急) ※3 ※3 地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令（市町村が発令）
警戒レベル3 高齢者等は避難	避難に時間を要する人（ご高齢の方、障害のある方、乳幼児等）とその支援者は避難をしましょう。その他の人は、避難の準備を整えましょう。	避難準備・ 高齢者等避難開始 （市町村が発令）
警戒レベル2	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの 避難行動を確認 しましょう。	洪水注意報 大雨注意報等 （気象庁が発表）
警戒レベル1	災害への心構えを高めましょう。	早期注意情報 （気象庁が発表）

<防災気象情報>

【警戒レベル相当情報(例)】

警戒レベル5相当情報

氾濫発生情報
大雨特別警報 等

警戒レベル4相当情報

氾濫危険情報
土砂災害警戒情報 等

警戒レベル3相当情報

氾濫警戒情報
洪水警報 等

これらは、住民が自主的に避難行動をとるために参考とする情報です。

（国土交通省、気象庁、都道府県が発表）

※1 各種の情報は、警戒レベル1～5の順番で発表されるとは限りません。状況が急変することもあります。

Q&A

質問1) 防災気象情報は出てるけど、避難情報が出ていないときはどうすればいいの？

⇒市町村は、様々な情報をもとに、避難情報を発令する判断を行うことから、必ずしも防災気象情報と同じレベルの避難情報が、同時に発令されるわけではありません。

自らの命は自ら守る意識を持って、防災気象情報も参考にしながら、適切な避難行動をとってください。

質問2) 避難指示(緊急)は、避難勧告と同じ警戒レベル4に位置付けられたけど、考え方が変わったの？

⇒**避難指示(緊急)**は、地域の状況に応じて緊急的に又は重ねて避難を促す場合などに発令されるもので、**必ず発令されるものではありません**。避難勧告が発令され次第、**避難指示(緊急)**を待たずに**速やかに避難**をしてください。

質問3) 洪水で「警戒レベル4相当情報」が既に出ているなかで、土砂災害で「警戒レベル3相当情報」が出たけど洪水のレベルも4から3に下がったということなの？

⇒洪水の危険性が4から3に下がったわけではありません。洪水は4のままで、土砂災害の3が追加されたのであり、**その地域は洪水と土砂災害、両方の災害を警戒する必要があります**。

【警戒レベル5】では既に災害が発生しています。また、必ず発令されるものではありません。

**【警戒レベル3】や【警戒レベル4】で、
地域の皆さんで声をかけあって、安全・確実に避難しましょう。**

■詳しく知りたい方は

内閣府 防災情報のページ

内閣府 避難勧告

検索



スマホ用
二次元コード

http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/h30_hinankankoku_guideline/index.html

2) 危機管理型水位計の設置について

【目的】

洪水時の水位観測に特化した低コストな水位計を開発することで、これまで水位計の無かった河川や地先レベルでのきめ細やかな水位把握が必要な河川への水位計の普及を促進し、水位観測網の充実を図る。

【特徴】

- 長期間メンテナンスフリー（**無給電で5年以上稼働**）
- 省スペース(小型化)（橋梁等へ容易に設置が可能）
- 初期コストの低減
（洪水時のみの水位観測により、機器の小型化や電池及び通信機器等の技術開発によるコスト低減）
（**水位計本体費用は、100万円/台以下**）
- 維持管理コストの低減
（洪水時のみに特化した水位観測によりデータ量を低減し、IoT技術とあわせ**通信コストを縮減**）

開発された水位計の例



堤防に設置するタイプ
(ケーブル(計測器)を河川に入れて計測)



橋梁に設置するタイプ
(電波や超音波で河川に触れずに計測)

【水位観測方法】

一定の水位を超過した時に観測モードを切り替え、10分以内毎に水位データを送信。水位データはクラウドで閲覧可能。

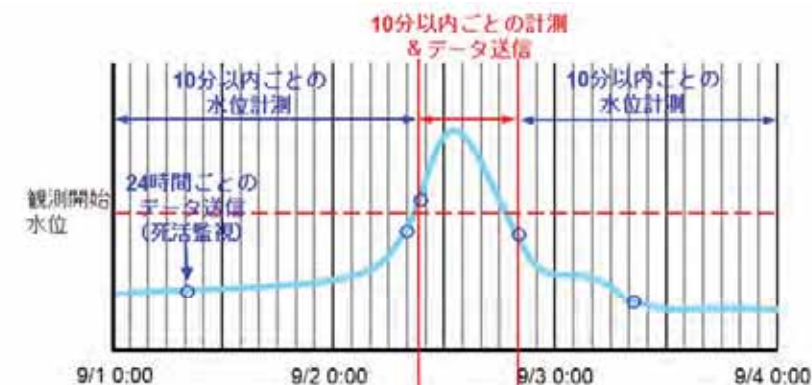
平常時水位監視



洪水時水位観測



河川管理者が指定した水位を境に観測モードを切り替え
平常時: 図とグラフの青色部分
洪水時: 図とグラフの赤色部分

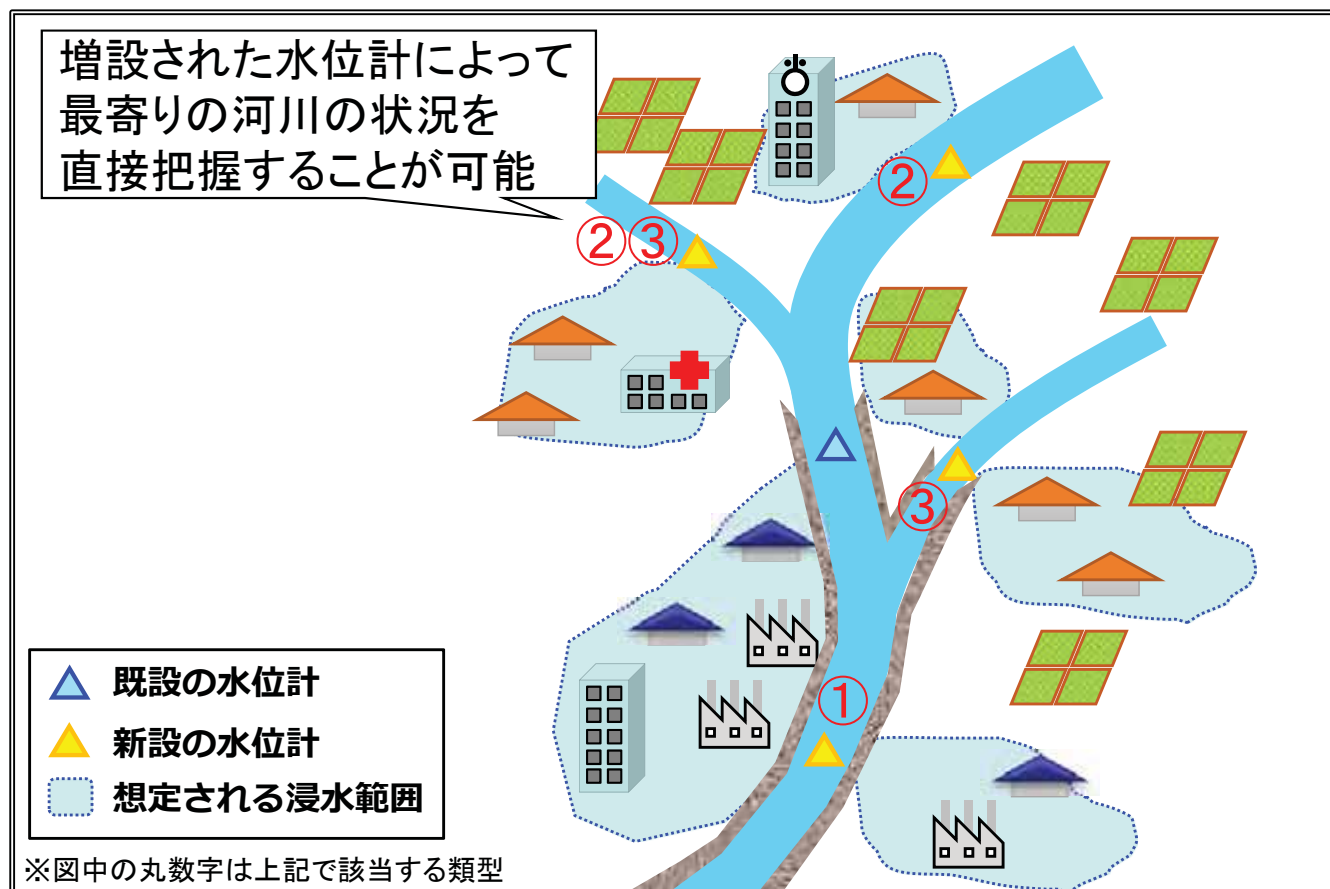


水位監視	10分以内1回	10分以内1回	10分以内1回
データ送信	なし	10分以内1回	なし
死活監視	1日に1回 ※該当時刻データのみ		1日に1回 ※該当時刻データのみ

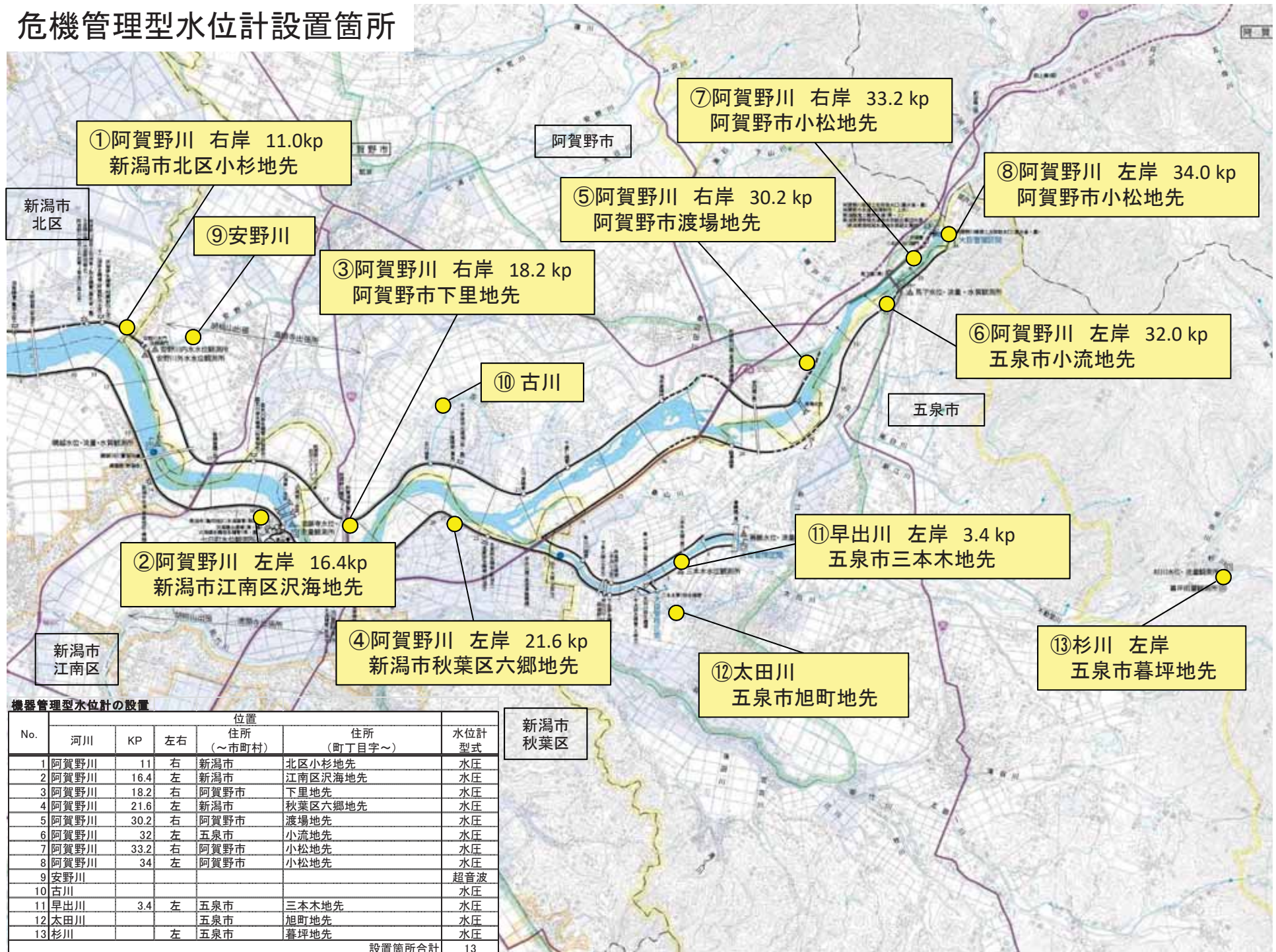
これまで各水位計が長い区間を受け持ち、観測所地点の水位から各地点の水位を推定していたが、集落や氾濫ブロック単位で「氾濫の危険度がどの程度切迫しているのか」を直接的には把握できていなかった。

今回は、
 ①「堤防高さや川幅などから、相対的に氾濫が発生しやすい箇所」
 ②「氾濫により行政施設・病院等の重要施設が浸水する可能性が高い箇所」
 ③「支川合流部など、既設水位計だけでは実際の水位が捉えにくい箇所」などを対象として抽出し、既設水位計の配置や現地状況等を踏まえて、危機管理型水位計の配置箇所を選定。国管理河川においては、平成30年度中に水位計の設置を進めることとしている。

※【氾濫ブロック】一連の浸水区域のうち、河川や山などの地形及び構造物等により区分されるひとまとまりの氾濫区域のこと。



危機管理型水位計設置箇所



機器管理型水位計の設置

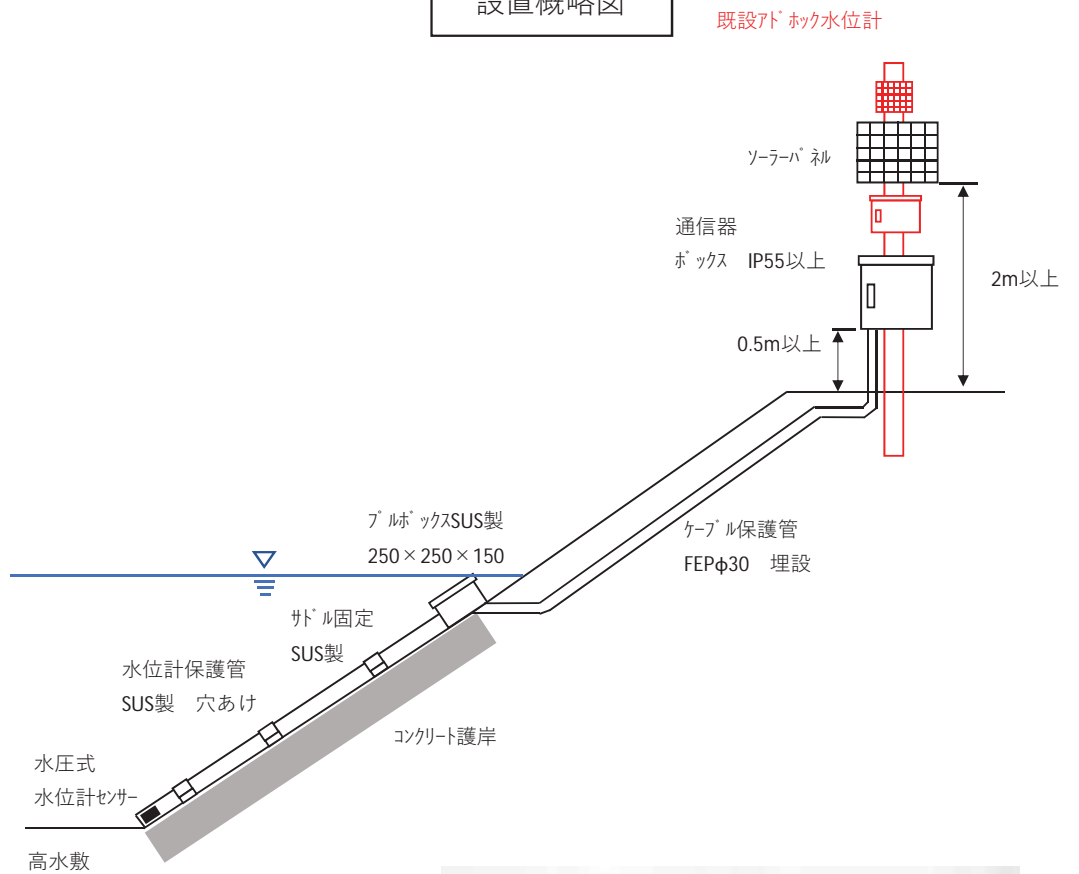
No.	河川	KP	左右	位置		水位計 型式
				住所 (～市町村)	住所 (町丁目字～)	
1	阿賀野川	11	右	新潟市	北区小杉地先	水圧
2	阿賀野川	16.4	左	新潟市	江南区沢海地先	水圧
3	阿賀野川	18.2	右	阿賀野市	下里地先	水圧
4	阿賀野川	21.6	左	新潟市	秋葉区六郷地先	水圧
5	阿賀野川	30.2	右	阿賀野市	渡場地先	水圧
6	阿賀野川	32	左	五泉市	小流地先	水圧
7	阿賀野川	33.2	右	阿賀野市	小松地先	水圧
8	阿賀野川	34	左	阿賀野市	小松地先	水圧
9	安野川					超音波
10	古川					水圧
11	早出川	3.4	左	五泉市	三本木地先	水圧
12	太田川			五泉市	旭町地先	水圧
13	杉川		左	五泉市	暮坪地先	水圧
設置箇所合計						13

設置諸元

1 阿賀野川 10.8KP 右岸 新潟市 北区小杉



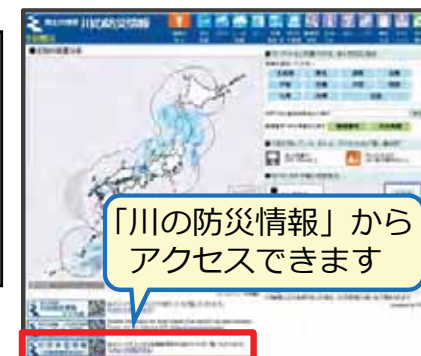
設置概略図



「川の水位情報」と「川の防災情報」の統合表示の本運用を開始

「川の水位情報」に「川の防災情報」に表示されている通常水位計の水位データと河川カメラの画像を統合表示しました。

➡ アクセスはこちらから <https://k.river.go.jp/> (パソコン・スマートフォン共通)






■ 3つの追加機能

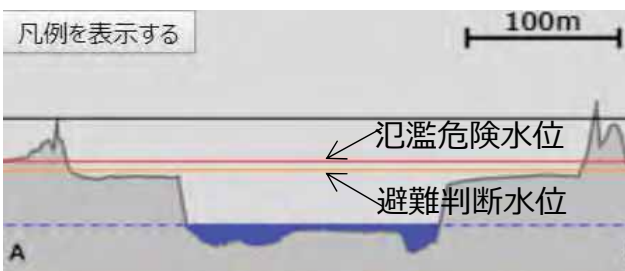
①危機管理型水位計に加え、通常水位計や河川カメラが同一画面に表示されます。

(イメージ)



-  危機管理型水位計
-  通常水位計
-  河川カメラ

②リアルタイムの河川水位に対応して表示の色が変化し、危険度がわかります。



③河川カメラのアイコンを選択することで河川の状況が簡単にみられます。

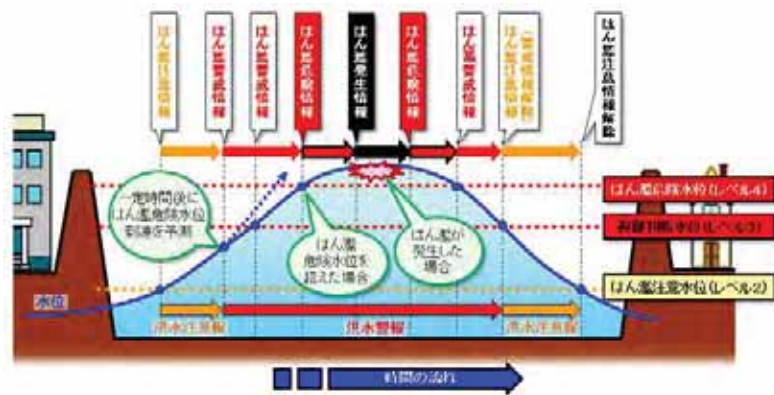
(イメージ)



洪水時の河川に関する情報

- 阿賀野川では、避難勧告の発令判断の目安となる氾濫危険情報の発表等の洪水予報を実施している。
- 洪水予報の基準となる基準観測所では、災害発生の危険度に応じた基準水位が設定されており、水位情報の提供を実施している。

洪水予報の種類	発表基準	市町村の対応	住民に求められる行動
氾濫発生情報	氾濫の発生(レベル5)		住民の避難完了
氾濫危険情報	氾濫危険水位(レベル4)に到達	避難勧告等の発令	通常の避難行動ができる方は、避難を開始
氾濫警戒情報	一定時間後に氾濫危険水位(レベル4)に到達が見込まれる場合、避難判断水位(レベル3)に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	避難準備情報の発表	避難行動に時間を要する方は、避難を開始
氾濫注意情報	氾濫注意水位(レベル2)に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合		



基準水位観測所と水防受け持ち区間



洪水予報の基準となる基準観測所水位

- はん濫危険水位** 市町村長による避難勧告等の発令判断の目安であり、住民の避難判断の参考になる水位。
- 避難判断水位** 市町村長による避難準備情報の発令判断の目安であり、住民のはん濫に関する情報への注意喚起になる水位。
- はん濫注意水位** のり崩れ、洗掘、漏水などの災害が発生する危険性がある水位。水防団が活動して河川の警戒にあたる水位。
- 水防団待機水位** 水防団が水防活動の準備を始める目安となる水位。

大雨時の川のはん濫の危険性を知らせる

国土交通省 川の防災情報

身近な「雨の状況」、「川の水位と危険性」、「川の予警報」などをリアルタイムでお知らせするウェブサイトです。

New Release
英語版【試行版】
-PC/スマホ共通-

川の水位

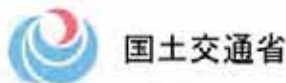
川の画像

浸水想定区域図

住民の方々が自らはん濫の危険性を知り、的確な避難行動などに役立つように、利用者目線に立った新しい『川の防災情報』を提供しています

パソコンから <http://www.river.go.jp/>
スマートフォンから <https://www.river.go.jp/s/>

英語版 <https://www.river.go.jp/e/>



洪水の浸水想定区域図で、仮にはん濫したらどこがどのくらい浸水する危険性があるかがわかります。

洪水の浸水想定区域図

想定最大の規模や、100年に一度の大雨などではん濫した場合に、浸水が想定される範囲と浸水の深さを示した図です。

クリックすると、避難所の位置などが入った「各市町村の水害ハザードマップ」を見ることができます。

川の水位に応じた予警報の詳細な情報も見ることができます。

1~3時間後の水位予測を見ることができます。

いつも持っているスマートフォンで川の防災情報を見ることができます。

GPS機能により、即座にあなたがいる場所の状況を表示できます。

川の防災情報では多様な情報を見ることができます

流域の雨量	現在の雨の分布(広域レーダ・詳細レーダ)、大雨が降っている場所等	カメラ画像	河川沿いに設置されたカメラのライブ画像
川の水位	河川の横断面図と現在の水位、川の水位の時間変化のグラフ、水位が高くなっている場所等	ダム	ダムの放流状況、ダム放流通知の発表状況、貯水位、全流入量、全放流量等のデータ等
河川の予警報	河川の洪水予報の発表状況、河川の洪水予報の発表文等	水質	川や湖沼の水質(水温、pH、DO、導電率、濃度、アンモニウムイオン、塩分濃度、CODのデータ)、基準値を超えている場所等
洪水の浸水想定区域図	大きな川が、はん濫した場合に想定される、その地域の浸水の深さを色で表示した図	海岸	波高、最大波、1/3有義波、潮位、風向、風速のデータ等
		雪	積雪深等

緊急速報メールを活用した洪水情報のプッシュ型配信

○水害時に流域住民の主体的な避難を促進するため、国土交通省が発信元となり、携帯電話事業者が提供する「緊急速報メール」のサービスを活用して洪水情報を携帯電話ユーザーへ周知する取り組みを、平成29年5月1日から実施しています。



洪水情報のプッシュ型配信イメージ

○阿賀野市へ配信される阿賀野川の洪水情報の例

①河川氾濫のおそれ

【見本】
(件名)
河川氾濫のおそれ
(本文)
阿賀野川で氾濫のおそれ
阿賀野川の馬下(五泉市)付近で、水位が上昇し、避難勧告等の目安となる「氾濫危険水位」に到達しました。堤防が壊れるなどにより浸水のおそれがあります。防災無線、テレビ等で自治体の情報を確認し、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。このメールは、阿賀野市域に配信しています。
(国土交通省)

②-1 河川氾濫発生
(河川の水が堤防を越えて流れ出ている時)

【見本】
(件名)
河川氾濫発生
(本文)
阿賀野川で氾濫発生
阿賀野川の〇〇市〇〇地先(右岸、東側)付近で河川の水が堤防を越えて流れ出ている。防災無線、テレビ等で自治体の情報を確認し、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。このメールは、阿賀野市域に配信しています。
(国土交通省)

②-2 河川氾濫発生
(堤防が壊れ、河川の水が大量に溢れ出している時)

【見本】
(件名)
河川氾濫発生
(本文)
阿賀野川で氾濫発生
阿賀野川の〇〇市〇〇地先(右岸、東側)付近で堤防が壊れ、河川の水が大量に溢れ出しています。防災無線、テレビ等により自治体の情報を確認し、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。このメールは、阿賀野市域に配信しています。
(国土交通省)

3) 巡回パネル展について

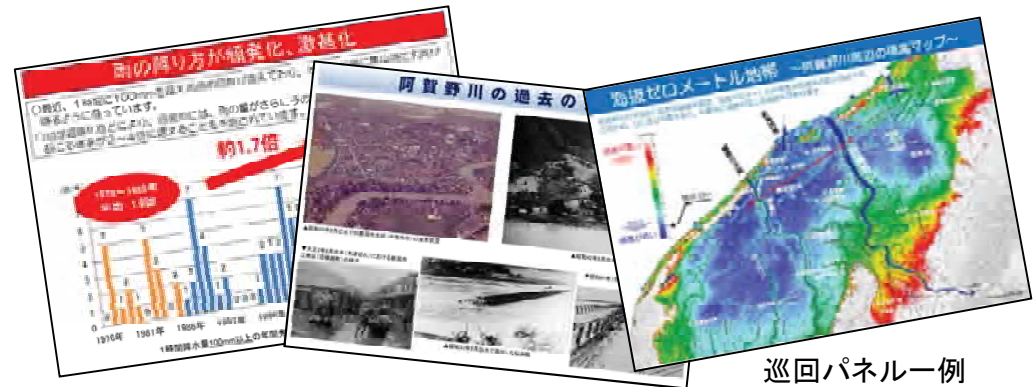
頻発する豪雨に備え、阿賀野川・早出川を考えるパネル展

毎年のように全国各地で水害が頻発し、甚大な被害が発生しています。阿賀野川流域においても平成23年新潟福島豪雨がありました。このような豪雨が今後阿賀野川流域に生じないとは限りません。このため、阿賀野川河川事務所では、近年の全国的な豪雨と被害状況、阿賀野川・早出川の過去の洪水、防災に関する提供情報などを流域住民の方々に知って頂きたく、巡回パネル展を行っています。

実施期間：平成31年1月15日(火)
 ~令和元年10月7日(月)
 開催場所：新潟市(北区、東区、中央区、江南区、秋葉区)、五泉市、阿賀野市、阿賀町



巡回パネル展実施自治体



巡回パネル一例



新潟日報assh(2019.1.10号)へ広告を掲載
 →新潟市内全域に配布(北区、東区、中央区、江南区には全戸配布)

頻発する豪雨に備え、阿賀野川・早出川を考えるパネル展

これまでの開催場所及び日程(平成31年3月まで)

1月															2月										
15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9
火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
アピタ新潟亀田店(江南区)										阿賀町役場					新潟日報メディアシップ(中央区)										
2月															3月										
10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	1	2	3	4	5	6	7
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
新潟日報メディアシップ(中央区)							新潟市北区文化会館(北区)					阿賀野市立図書館				五泉市役所									
3月															4月										
8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2
金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
五泉市役所			新潟市東区役所(東区)									新津地域交流センター(秋葉区)													

今後の開催予定(令和元年5月～)

- NEXT21(1Fアトリウム)
- 新潟市役所本館
- クロスパル新潟
- 下越病院
- 狐の嫁入り屋敷
- 新潟市亀田駅前地域交流センター
- 秋葉区役所
- 環境と人間のふれあい館
- 阿賀野市安田交流センター
- 五泉市村松支所



展示状況(五泉市役所)



展示状況(アピタ新潟亀田店)



展示状況(阿賀野市立図書館)

巡回パネル展で寄せられたご意見・ご感想

【アピタ新潟亀田店】

1/15. 若い事をしりました 今後(後)は(水) 勉強(は)す
 Om. 地域の者

1/16. 水は(ら)しい 作(ら)せ(て)ます. 亀田(市)の(工)業(と)人(を)支(持)す。

1/17. 家族(と)話(し)あ(い)たいです。 水(は)い(ち)に(ま)あ(り)か(ら)う
 じ(ど)い(ま)した。

1/19. 水(は)い(ち)に(ま)あ(り)か(ら)うと(思)ひ(ま)す。 自(ら)が(水)に(ま)あ(り)か(ら)う
 と(思)ひ(ま)す。 命(を)守(ら)ね(ば)い(ち)に(ま)あ(り)か(ら)う
 と(思)ひ(ま)す。 命(を)守(ら)ね(ば)い(ち)に(ま)あ(り)か(ら)う
 具(体)的(な)相(談)を(し)て。 ○○に(ま)あ(り)か(ら)う
 と(思)ひ(ま)す。 命(を)守(ら)ね(ば)い(ち)に(ま)あ(り)か(ら)う
 と(思)ひ(ま)す。 命(を)守(ら)ね(ば)い(ち)に(ま)あ(り)か(ら)う

1/22. 水(は)い(ち)に(ま)あ(り)か(ら)うと(思)ひ(ま)す。 新(潟)の(人)に(ま)あ(り)か(ら)う
 と(思)ひ(ま)す。 命(を)守(ら)ね(ば)い(ち)に(ま)あ(り)か(ら)う
 と(思)ひ(ま)す。 命(を)守(ら)ね(ば)い(ち)に(ま)あ(り)か(ら)う

1/25.

1/27. 水(は)い(ち)に(ま)あ(り)か(ら)うと(思)ひ(ま)す。 命(を)守(ら)ね(ば)い(ち)に(ま)あ(り)か(ら)う
 と(思)ひ(ま)す。 命(を)守(ら)ね(ば)い(ち)に(ま)あ(り)か(ら)う
 と(思)ひ(ま)す。 命(を)守(ら)ね(ば)い(ち)に(ま)あ(り)か(ら)う

【阿賀町役場】

1/29. 自然(災)害(は)い(ち)に(ま)あ(り)か(ら)うと(思)ひ(ま)す。 命(を)守(ら)ね(ば)い(ち)に(ま)あ(り)か(ら)う
 と(思)ひ(ま)す。 命(を)守(ら)ね(ば)い(ち)に(ま)あ(り)か(ら)う
 と(思)ひ(ま)す。 命(を)守(ら)ね(ば)い(ち)に(ま)あ(り)か(ら)う

1/30. 災(害)後(の)任(務)が(ま)る(と)い(ふ)か(ら)うと(思)ひ(ま)す。

【北区文化会館】

3/2. 新(潟)の(災)害(は)い(ち)に(ま)あ(り)か(ら)うと(思)ひ(ま)す。 命(を)守(ら)ね(ば)い(ち)に(ま)あ(り)か(ら)う
 と(思)ひ(ま)す。 命(を)守(ら)ね(ば)い(ち)に(ま)あ(り)か(ら)う

3/2. 昔(の)災(害)が(ま)る(と)い(ふ)か(ら)うと(思)ひ(ま)す。 命(を)守(ら)ね(ば)い(ち)に(ま)あ(り)か(ら)う
 と(思)ひ(ま)す。 命(を)守(ら)ね(ば)い(ち)に(ま)あ(り)か(ら)う

3/2. 水(は)い(ち)に(ま)あ(り)か(ら)うと(思)ひ(ま)す。 命(を)守(ら)ね(ば)い(ち)に(ま)あ(り)か(ら)う
 と(思)ひ(ま)す。 命(を)守(ら)ね(ば)い(ち)に(ま)あ(り)か(ら)う

3/2. 水(は)い(ち)に(ま)あ(り)か(ら)うと(思)ひ(ま)す。 命(を)守(ら)ね(ば)い(ち)に(ま)あ(り)か(ら)う
 と(思)ひ(ま)す。 命(を)守(ら)ね(ば)い(ち)に(ま)あ(り)か(ら)う

【阿賀野市立図書館】

3/2. 水(は)い(ち)に(ま)あ(り)か(ら)うと(思)ひ(ま)す。 命(を)守(ら)ね(ば)い(ち)に(ま)あ(り)か(ら)う
 と(思)ひ(ま)す。 命(を)守(ら)ね(ば)い(ち)に(ま)あ(り)か(ら)う



パネル展会場に設置した感想ノート

巡回パネル展で寄せられたご意見・ご感想

【東区役所】

3/14日 集りに参加して折 この歴史を覗きたいと思った
 昔は 鬼ヶ島に4の島(田舎)を鬼ヶ島から出来たと言います
 鬼ヶ島 東に野山に伝って約50数年経過しています
 野山に新田が 下木戸から伝って395年に伝って...
 鬼ヶ島の伝って...この歴史を覗きたいは いも...
 鬼ヶ島... 鬼ヶ島... 鬼ヶ島...
 この歴史を覗きたいは 鬼ヶ島の歴史を覗きたい...
 鬼ヶ島の歴史を覗きたいは 鬼ヶ島の歴史を覗きたい...
 資料も一部... 今後にも利用...

私は昭和10年 鬼ヶ島 今84歳です。
 鬼ヶ島...

私は 親戚... 鬼ヶ島...

① 3/17 (現胎内市 鬼ヶ島出身です(今は東区在住))
 昭和42年の羽越水害 鬼ヶ島は、小学校3年の
 夏休みの夜に経験し、夜8時には、家中まで
 水が流れて来た。近所と連絡を取り安全な所に
 避難しました。
 前夜からの土砂降りでした。雨の止む間も続きました。
 行政からの情報は、いつも不安な夜を過ごしました。

② 鬼ヶ島 (昭和42年)
 3/17 (鬼ヶ島水害を悪影響を受けた)

家が危ないと言われ、着の身着のまま外に出たら
 庭と道は海の様になっていて、子供の膝の高さの中を
 足を引、はらされて歩きました。

避難場所は、100m先の新築(はばか)の作業小屋の2階
 でした。夜7時には、近所へ連絡し、5時半頃に避難しました。

手拭を付けた靴を履いて、石を踏みかき、
 野球中継でかき(ました)。

鬼ヶ島水害の事情が...

鬼ヶ島 / 軒の母子が、命が危ない(たらい)に乗せられて
 来たと言い、手足、顔が青くなって来た。

深夜2時半頃、小家の窓から外を見たら、普通段歩の
 いる道は、濁流に埋り、黒い水が流れていました。

鬼ヶ島は、神様、仏様、助け下から祈り続けていた。
 大人は朝に「鬼ヶ島」といって、寝たかと言った。

生きて助かるのか、そのまま死に行かぬか、わからず

生きて始めて、長い夜を過ごしました。 → 次へ
 恐怖の中

巡回パネル展で寄せられたご意見・ご感想

【東区役所】

③ 続かず
 (3/17) (昭和42年6月28日水害の経験者(当時お母さん))

翌朝、家の前に作てきたら道路も庭も家中も
 すべて(山から流れてきた)砂で埋まっていたので掃除の仕方がありませんでした。

幸い近所の人達はすべて無事であった事(お母さん)分りました。

水害の恐ろしさは、周りの状況で分からない。

避難訓練もしているが、大抵の判断力で動くしかない。

(構築乱文にて)

Q 昭和42年6月28日水害経験者(当時お母さん)

3/17 水害のおそろしさがわかりました。

3月25日
 *お母さんする所を、決めようと思ました。(^^)

【新津地域交流センター】

3月30日
 ・気がしよきをたてていませ。

3月30日
 ・地図は重要なお道具。古い地図をいまだに使っていますが、1日の状況の
 変化になるとは思いません。

3月31日
 ・最近地球温暖化の影響により雨の量が増え、洪水の起こる確率が2〜3倍
 になると分かりました。また阿賀野川が氾濫すると
 海抜が低い地域が多いため被害が広範囲に及びることが分かりました。
 そのため洪水情報がSNSなどですぐに知ることが出来るのはとても助か
 ります。平成23年7月に新潟・福島豪雨出水でも多くの漏水被害が発生
 したのど、今後浸透対策に期待しています。私自身も避難場所を確認する
 などしていつ水害が起きても落ち着いて適切な行動がとれるように対策
 したいと思っています。

4) 自然災害伝承碑に係る依頼について

事務連絡
令和元年5月7日

北陸地方整備局 企画部長 殿

国土地理院 北陸地方測量部長

『自然災害伝承碑』の既存資料の提供等について（協力依頼）

平素より国土地理院の業務についてご理解・ご協力を頂き、誠にありがとうございます。

既に4月12日の企画部長等連絡会議、19日の統括防災官連絡会議、22日の防災室長会議、25日の災害対策マネジメント室長会議、26日の地方整備局長等連絡会議等において協力依頼させていただいているところですが、各地区の災害の教訓を後世に伝承するため、国土地理院では新たに地図記号「自然災害伝承碑」を制定し、6月よりウェブ地図サービス『地理院地図』で、また9月より2万5千分1地形図で、それぞれ順次掲載を開始する予定としております。これに向けて当地方測量部においても、管内の市町村への周知を行っているところです。

「自然災害伝承碑」の地図等への掲載は、原則として当該市町村長からの申請によることとしておりますが、市町村からの申請を促すため、現在、当地方測量部では、管内の自然災害伝承碑に関する情報収集を行っており、その情報を市町村にお伝えすることを考えています。こうした取組の参考資料として活用させていただくため、貴局がこれまでに取り組まれてきた自然災害伝承碑に関する調査成果等の既存資料がございましたら、ご提供くださいますようお願いいたします。また、様々な機会を活用して本取組の趣旨について市町村へ周知いただけるよう、ご協力をお願いいたします。

なお、詳細につきましては、別添資料をご参照ください。

別添1：『自然災害伝承碑』の資料提供等のお願い

別添2：自然災害伝承碑ご登録のお願い（自然災害伝承碑リーフレット）

別添3：「自然災害伝承碑の地図化を通じた災害教訓の周知・普及」の取組（自然災害伝承碑リーフレット）

別添 1

『自然災害伝承碑』の資料提供等のお願い

令和元年 5 月 7 日
国土地理院北陸地方測量部

地方整備局長等連絡会議（4 月 26 日（金））その他の会議において、国土地理院の「自然災害伝承碑」に関する取組について貴局への協力をお願いしているところですが、以下の要領で資料提供等について、ご協力をよろしくお願いいたします。

1. 既存資料の提供のお願い

自然災害伝承碑（以下、「伝承碑」）に関して、貴局でこれまでに作成・保有等されております報告書、地域情報、冊子資料、ウェブサイト等がございましたら、ご提供をお願いいたします。

伝承碑の地理院地図等への掲載は、各市町村長からの申請に基づいて行います。この申請を促すため、国土地理院では、ご提供いただいた情報や、その他独自に収集した情報等を用いて伝承碑に関する情報を整理し、これをあらかじめ市町村へ提供することを考えております。

ご提供いただいた資料は、上記の目的で利用します。このため、資料は公開されているものだけではなく、内部資料（お手持ちの資料）でも構いません。あくまでも今後の作業の参考資料として利用させていただくものであり、いただいた情報を直接そのまま公開等することはございません。また、公開等が困難な情報がありましたら、併せてお伝えいただければ幸いです。

ご提供いただく情報の内容や形式等は、特に定めておりませんので、自由な形態で資料提供をお願いします。以下のような情報がございましたら、ご提供いただけますと今後の取組に資すると考えております。

- 伝承碑の名称や対象の災害の内容
- 伝承碑の写真
- 伝承碑の所在地（設置場所）

なお他地域ですが、これまでの国土地理院での検討に当たっては、例えば下記のウェブサイトの情報を活用させていただいています。同様のウェブサイトが運営されているようでしたら、URL や原資料や掲載データなど、可能な範囲で提供をお願いいたします。

例) 東北地方整備局 震災伝承ネットワーク協議会事務局：震災伝承施設

(<http://www.thr.mlit.go.jp/sinsaidensyou/sisetsu/facility/>)

関東地方整備局 利根川上流河川事務所：歴史散歩「利根川の碑」

(http://www.ktr.mlit.go.jp/tonejo/tonejo_index025.html)

2. 市町村への周知のご協力をお願い

貴局管内の事務所等において、市町村の関係者が参加する会議等を開催する際に、本取組についてご紹介いただけますと、市町村の理解がより得られるものと考えておりますので、合わせてご協力をお願いします。なお、別添 2 のリーフレットが、市町村向けのご案内となっておりますので、こちらをご活用いただければ幸いです。

3. スケジュールなど

国土地理院では、伝承碑の情報をウェブ地図（地理院地図）で本年 6 月中を目途に公開する予定としており、現在これに向けて作業を進めております。

資料等のご提供については、随時受け付けておりますが、早期にできるだけ数多くの伝承碑を掲載するため、可能であれば5月20日（月）までに資料提供をお願いいたします。

なお、本取組に関して不明な点がございましたら、下記連絡先までお問合せください。

（当地域の窓口、資料等の提出先）

国土地理院 北陸地方測量部 担当者 横川 薫

連絡先 076-441-0888 yokokawa-k96mw@mlit.go.jp

（本取組の全体について）

国土地理院 応用地理部地理情報処理課 自然災害伝承碑 PT

gsi-denshou@gxb.mlit.go.jp

自然災害伝承碑ご登録のお願い (市町村の方向け)

国土地理院では、2019年度から「自然災害伝承碑」の情報を市町村と連携して収集を開始します。そのため、貴市町村管内に自然災害伝承碑が建立されておりましたら、登録にご協力をお願い致します。

自然災害伝承碑の登録イメージ図

市町村

防災担当部局等
・伝承碑情報の調査
・各種申請様式の作成

申請書

調書

写真

フィードバック

国土地理院

地方測量部等
・管内市町村からの情報とりまとめ
・情報のフィードバック

自然災害伝承碑の詳しい登録方法につきましては、以下のウェブサイトをご覧ください。

「自然災害伝承碑」の取組

<http://www.gsi.go.jp/bousaichiri/denshouhi.html>



「自然災害伝承碑の地図化を通じた 別添3 国土地理院 災害教訓の周知・普及」の取組

西日本豪雨災害から学ぶ教訓

教訓：自然災害伝承碑の教訓伝承の重要性

- 広島県坂町小屋浦地区では、111年前に土砂災害があった旨の石碑が設置されている
- 避難勧告を受けた避難率は町全体の半分

<避難勧告が出されて2時間後までの避難率>
坂町全体：3.9% 小屋浦地区：1.9%



取組目的

国土地理院では、2019年度から災害教訓の伝承に関する地図・測量分野からの貢献として、過去の自然災害に関する石碑やモニュメントなど「自然災害伝承碑」を地形図等に掲載していきます。これにより、過去の自然災害の教訓を地域の方々に適切にお伝えするとともに、教訓を踏まえた的確な防災行動による被害の軽減を目指します。

地理院地図における
表示イメージ



2万5千分1地形図における
表示イメージ



「自然災害伝承碑」とは？

- ◆ 過去に発生した津波、洪水、火山災害、土砂災害等の自然災害に係る事柄（災害の様相や被害の状況など）が記載されている石碑やモニュメント。
- ◆ これら自然災害伝承碑は、当時の被災状況を伝えると同時に、当時の被災場所に建てられていることが多く、それらを地図を通じて伝えることは、地域住民による防災意識の向上に役立つものと期待されます。



自然災害伝承碑
(水害碑：広島県坂町)



【参考】防災基本計画

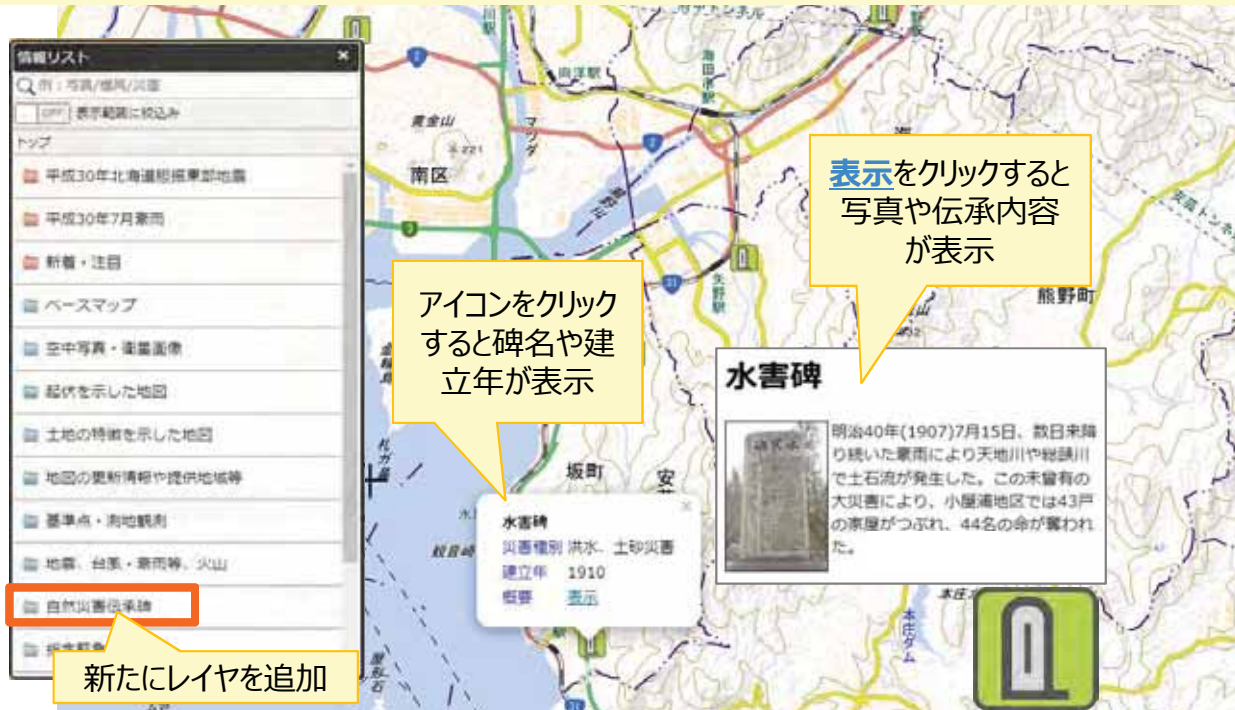
国及び地方公共団体は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、(略) 各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し(略) 広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

※画像はイメージです。

「表示イメージ」と「活用イメージ」

表示イメージ

国土地理院では、本年6月から「地理院地図」において、全国各地に建立されている自然災害伝承碑に関する情報（位置や伝承内容など）の公開を開始します。



※本イメージは現時点でのものです。
公開時には若干の変更があり得ます。

※自然災害伝承碑を示すアイコン

活用イメージ

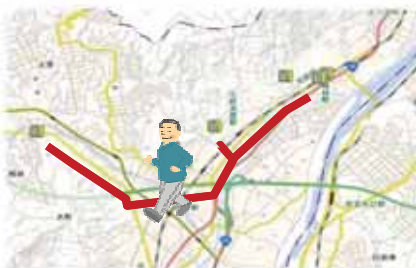
学校における 学習教材



身近な災害履歴を学ぶための学習教材として、小中学校で活用いただく。

地理教育や防災教育
への貢献

地域探訪の 目標物



歩こう会などの探訪コースを設定する際の目標物とすることで、参加者が地域を歩きながら自然と過去の災害情報に触れる機会を創出する。

防災に対する関心を
高めるきっかけ

防災地図の素材



自然災害伝承碑の情報などを素材とした防災地図を、児童生徒が現地調査を交えながら作成する。

児童生徒やそのまわりの
大人の防災意識向上